

# 自己資本の状況

## 単体における定性的な開示事項

### ■自己資本調達手段の概要

自己資本は、出資金及び利益剰余金等により構成されております。

なお、当金庫の自己資本調達手段は普通出資（発行主体:当金庫）のみであり、コア資本に係る基礎項目の額に算入された額は274百万円です。

### ■自己資本の充実度に関する評価方法の概要

当金庫は、これまで、内部留保による資本の積上げ等を行うことにより自己資本の充実を図ってきました。令和4年度末の自己資本比率は62.03%と、国内基準4%を大きく上回る水準にあります。

なお、将来の自己資本の充実策については、年度ごとに掲げる収支計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積上げを第一義の施策と考えております。

### ■信用リスクに関する事項

信用リスクとは、お取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、当金庫の資産の価値が減少ないし消失し、損失を被るリスクのことです。

#### <リスク管理の方針および手続きの概要>

当金庫では、信用リスク管理方針に基づき信用リスク管理要領を策定し、与信判断の基本的な考え方を明示した与信判断の指針を理念として信用リスク管理を徹底しています。

また、特定の業種、特定の債務者への与信集中リスクを管理するため、大口与信先や特定業種の与信限度額を定めて管理し、この管理状況を常務会、理事会に報告しております。

貸倒引当金は「自己査定基準」「償却・引当に関する基準」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに計算された貸倒実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

#### <リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称>

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①(株) 格付投資情報センター (R&I)    ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)
- ②(株) 日本格付研究所 (JCR)        ④S&P グローバル・レーティング (S&P)

### ■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続きの概要

当金庫では信用リスク管理の観点から、信用リスクの軽減を目的に担保・保証の保全措置を講じており、具体的には不動産や預金等の担保、公的保証機関である信用保証協会等の保証がこれに該当します。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質等様々な角度から判断を行っております。

ただし、判断の結果、担保又は保証が必要な場合にはお客様への十分な説明とご理解をいただき適切な取扱いに努めています。

当金庫が扱う担保には、当金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては金庫が定める「貸出金事務取扱規定」等により、適切な事務取扱いを行っております。

また、割引手形、手形貸付、証書貸付、当座貸越、債務保証等取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスク削減方策の一つとして当金庫が定める「貸出金事務取扱規定」や各種約定書に基づき、法的に有効である旨確認の上、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。

なお、当金庫が採用しているバーゼルⅢで定められている信用リスク削減手法には預金相殺の他に適格担保としての当金庫預金積金があります。

## ■市場リスクに関する事項

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場の変動によって、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクをいいますが、市場リスクには、主に「金利リスク」「価格変動リスク」「為替リスク」があります。

### <リスク管理の方針および手続きの概要>

当金庫では市場リスクに対応するためALM委員会において、資産・負債の総合管理を行い、ALM委員会で協議した主な内容は理事会へ報告しております。

市場リスク管理におけるリスク量については、分散共分散法によるVaR法、BPV法により計測しております。

### <派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要>

当金庫は直接派生商品取引を行っておりません。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

### <銀行勘定における出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要>

上場株式、株式型投資信託については、時価評価のほか、VaR法によるリスク計測によってリスク量を把握するとともに当金庫の抱える市場リスクの状況や運用基準枠・リスク許容限度枠の遵守状況についてALM委員会に報告・検証のうえ、常務会および理事会に報告しております。

一方、非上場株式、子会社株式、政策投資株式、投資事業組合等への出資金にかかるリスクの認識については、有価証券にかかる運用方針の中で定める運用枠内での取引に限定するなど、適正な運用・管理を行っております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

## ■証券化エクスポージャーに関する事項

### <リスク管理の方針およびリスク特性の概要>

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある二つ以上のエクスポージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスポージャーとは証券化取引に係るエクスポージャーをいいます。

当金庫が証券化取引を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

### <自己資本比率告示第249条第4項第3号から6号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要>

証券化エクスポージャーへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポージャーおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポージャーに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポージャーの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、ALM委員会での承認を経たうえで、理事長の決裁により最終決定することとしております。

### <信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針>

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引および再証券化取引を用いておりません。

### <証券化エクスポージャーについて、信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称>

当金庫は標準的手法を採用しております。

### <証券化取引に関する会計方針>

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」及び日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

### <証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称>

証券化エクスポージャーのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4つの機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①(株)格付投資情報センター (R&I)    ③ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク (Moody's)  
 ②(株)日本格付研究所 (JCR)        ④S&P グローバル・レーティング (S&P)

## ■オペレーショナル・リスクに関する事項

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外生的事象から発生しうるリスクをいい、当金庫では、事務リスク、システムリスク、その他のオペレーショナル・リスク(法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等)を総称してオペレーショナル・リスクと定義しております。

### <リスク管理の方針および手続きの概要>

オペレーショナル・リスクの管理方針や管理体制については、「オペレーショナル・リスク管理方針」および「オペレーショナル・リスク管理規定」で定めています。

また、適正なリスク管理を実現するため、リスク毎の特性等に応じた管理規定等を定めるとともにリスク管理の状況については理事会および常務会へ定期的に報告することとしております。

### <オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法>

当金庫は、基礎的手法を採用しています。

## ■銀行勘定における金利リスクに関する事項

### <リスク管理の方針および手続きの概要>

- (1) 金利リスクとは、「市場金利の変動により、金融資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクや、金融資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスク」をいいます。当金庫における金利リスクは、銀行勘定取引におけるすべての金利感応資産・負債を計測の対象としており、定期的な評価・計測を行い、適時適切な対応を講じる態勢としております。
- (2) 当金庫では、ALM管理体制のもと、金利リスクおよび為替変動等を考慮した統合VaRが自己資本に照らして許容可能な水準にリスクをコントロールすることを基本方針としております。また、評価損益額を含めたリスク量が自己資本の一定割合を超えないようアラームポイントを設けて、日々管理しております。
- (3) 金利リスク量は、毎月末を基準日として、月次で計測しております。
- (4) 当金庫では、リスクの削減を目的としたヘッジ取引は行っておりません。

## <金利リスクの算定手法の概要>

- (1) 開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。）及びΔNII（銀行勘定の金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12ヶ月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものであって、開示告示に定められた金利ショックにより計算されるものをいう。）並びに当金庫がこれらに追加して自ら開示を行う金利リスクに関する以下の事項

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期	1.25年
流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期	5年
流動性預金への満期の割当て方法及びその前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提	金融庁が定める保守的な前提を採用しております。
複数の通貨の集計方法及びその前提	通貨別に算出した金利リスクの正値のみ合算し、通貨間の相関は考慮していません。
スプレッドに関する前提	リスクフリーレート金利の金利ショック幅と割引金利の金利ショック幅を同一とみなしており、割引金利の相関やスプレッドは考慮していません。
内部モデルの使用等、ΔEVE及びΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提	該当事項はありません。
前事業年度末の開示からの変動に関する説明	海外金利（割引金利）の上昇と預け金の残存期間の短期化により、ΔEVE（最大値）は減少しました。
計測値の解釈や重要性に関するその他の説明	重要性テスト（金利リスク／自己資本の額）の結果は基準値である20%を上回っておりますが、金利リスクが顕在化した場合において、国内基準金融機関の最低所要自己資本額を上回る自己資本額を維持することが可能なものと認識しております。

- (2) 金庫が、自己資本の充実度の評価、ストレステスト、リスク管理、収益管理、経営上の判断その他の目的で、開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVE及びΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する以下の事項

### ①金利ショックに関する説明

過去のストレス事象発生時や過去一定期間の金利上昇幅および金利1%上昇時における銀行勘定の金利リスクへの影響を定期的に検証しております。

### ②金利リスク計測の前提及びその意味

内部管理上、銀行勘定の金利リスクをVaR法により計測しており、その他のリスクと共に、自己資本に照らして許容可能な水準に収まるよう管理しております。

(参考) VaRによる市場リスク量

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
リスク量	6,428	11,354

(注) VaRの計測手法については以下のとおりです。

コア預金		計測対象	信頼区間	観測期間	保有期間	計測の頻度
対象	当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、別段預金、納税準備預金	運用勘定（預け金、有価証券、貸出金等）、調達勘定（預金積金等）のうち市場金利の影響を受けるもの ※非上場株式、その他の有価証券を除く	99%	250営業日	125日	月次
算定方法	現残高の50%相当額					
満期	5年以内（平均2.5年）					

## 連結における定性的な開示事項

当金庫の連結対象となる会社は、子会社の「はちしんビジネスサービス株式会社」1社であり、当金庫の各種事務処理等を行っている会社のため、基本的に「単体における定性的な開示事項」と同一です。

## 単体における事業年度の開示事項

### 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	16,980	17,171
うち、出資金及び資本剰余金の額	276	274
うち、利益剰余金の額	16,715	16,907
うち、外部流出予定額(△)	11	10
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	61	54
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	61	54
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17,041	17,225
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6	5
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	5
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	277	269
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	283	274
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	16,758	16,950
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	26,909	24,787
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,080	△ 1,080
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,080	△ 1,080
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,479	2,537
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	29,389	27,324
自己資本比率		
自己資本比率((ハ)÷(ニ))	57.02	62.03

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。  
 なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

## 定量的な開示事項

## (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	26,909	1,076	24,787	991
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	27,933	1,117	25,751	1,030
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,744	509	12,432	497
法人等向け	5,296	211	4,487	179
中小企業等向け及び個人向け	5,062	202	3,855	154
抵当権付住宅ローン	632	25	176	7
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	10	0	7	0
取立未済手形	1	0	3	0
信用保証協会等による保証付	266	10	230	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	21	0	21	0
出資等のエクスポージャー	21	0	21	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	3,896	155	4,538	181
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,800	72	1,800	72
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	505	20	505	20
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	110	4	110	4
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	1,479	59	2,121	84
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	56	2	115	4
ルック・スルー方式	56	2	115	4
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,080	△ 43	△ 1,080	△ 43
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,479	99	2,537	101
ハ.単体総所要自己資本額(イ+ロ)	29,389	1,175	27,324	1,092

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

<オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>	粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%
	直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

## (2) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

## ■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高

## &lt;地域別・業種別・残存期間別&gt;

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	104,675	102,036	37,824	36,184	644	643	—	—	58	45
国 外	38,805	42,437	—	—	38,805	42,437	—	—	—	—
地域別合計	143,480	144,474	37,824	36,184	39,449	43,081	—	—	58	45
製 造 業	2,837	2,586	2,837	2,586	—	—	—	—	—	—
農 業、林 業	81	76	81	76	—	—	—	—	—	—
漁 業	3	2	3	2	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	29	17	29	17	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,280	3,320	4,280	3,320	—	—	—	—	12	3
電気・ガス・熱供給・水道業	54	56	54	56	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	8	207	6	23	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	485	340	478	336	2	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	1,453	1,218	1,451	1,216	—	—	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業	65,392	63,594	924	923	600	600	—	—	—	—
不 動 産 業	27	83	27	83	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	833	812	833	812	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	361	342	361	342	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	1,031	1,000	1,031	1,000	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	616	652	616	652	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	461	411	461	410	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	41	36	41	36	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	821	745	821	745	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	775	793	775	793	—	—	—	—	9	9
国・地方公共団体等	47,134	50,457	7,902	7,547	38,846	42,481	—	—	—	—
個 人	14,804	15,201	14,804	15,201	—	—	—	—	36	32
そ の 他	1,943	2,518	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	143,480	144,474	37,824	36,184	39,449	43,081	—	—	58	45
1 年 以 下	29,425	36,247	7,237	7,061	100	100	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	40,062	31,041	2,764	2,657	200	300	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	3,913	3,236	3,528	2,964	307	225	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	3,242	2,502	3,210	2,488	24	13	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	5,148	6,054	5,141	6,054	6	—	—	—	—	—
10 年 超	54,367	57,042	15,557	14,601	38,809	42,441	—	—	—	—
期間の定めのないもの	7,320	8,349	384	357	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	143,480	144,474	37,824	36,184	39,449	43,081	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 当冊子の9ページをご覧ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

(単位:百万円)

	個別貸倒引当金										貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	目的使用	令和3年度	令和4年度	その他	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
農 業、林 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
漁 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	—	—	—	2	—	—	—	—	—	2	—	—
電気・ガス・熱供給・水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	14	14	14	—	—	—	14	14	14	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	7	6	6	6	—	—	7	6	6	6	—	—
金 融 業、保 険 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不 動 産 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	76	76	76	76	—	—	76	76	76	76	—	—
飲 食 業	—	4	4	3	—	—	—	4	4	3	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	10	10	10	10	0	—	10	10	10	10	—	—
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
個 人	30	30	30	28	—	—	30	30	30	28	—	—
合 計	139	143	143	127	0	—	139	143	143	127	—	—

(注) 1.当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。  
2.業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	格付適用有り		格付適用無し	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
0%	38,705	42,337	13,187	13,161
10%	—	—	5,414	4,957
20%	45,722	53,260	18,007	16,015
35%	1,449	137	399	390
50%	—	1,004	46	42
75%	6,100	—	4,557	4,482
100%	1,162	747	8,681	7,889
150%	—	—	3	3
250%	—	—	44	44
1,250%	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—
合 計	93,139	97,487	50,340	46,986

(注) 1.格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。  
2.エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。  
3.コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

### (3) 信用リスク削減手法に関する事項

#### ■信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャー

(単位:百万円)

信用リスク削減手法 ポートフォリオ	適格金融資産担保		保 証		クレジット・デリバティブ	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が 適用されたエクスポージャー	1,539	1,228	8,015	8,449	—	—

(注) 当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いております。

### (4) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
与信相当額の算出に用いる方式	カレントエクスポージャー方式	カレントエクスポージャー方式
グロス再構築コストの額の合計額	—	—
グロス再構築コストの額の合計額及びグロスのアドオン合計額から担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前の与信相当額を差し引いた額	—	—

(単位:百万円)

	担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案する前の与信相当額		担保による信用リスク削減手法の効果を 勘案した後の与信相当額	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
①派生商品取引合計	—	—	—	—
(i) 外国為替関連取引	—	—	—	—
(ii) 金利関連取引	—	—	—	—
(iii) 金関連取引	—	—	—	—
(iv) 株式関連取引	—	—	—	—
(v) 貴金属(金を除く) 関連取引	—	—	—	—
(vi) その他コモディティ関連取引	—	—	—	—
(vii) クレジット・デリバティブ	—	—	—	—
②長期決済期間取引	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

(注) グロス再構築コストの額は、0を下回らないものに限っております。

#### ■与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

該当ありません

#### ■信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません

### (5) 証券化エクスポージャーに関する事項

&lt;オリジネーターの場合&gt; 該当ありません

&lt;投資家の場合&gt; 該当ありません

## (6) 出資等エクスポージャーに関する事項

## ■貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	貸借対照表計上額		時 価	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	529	530	—	—
合 計	529	530	—	—

(注) 投資信託の裏付資産は含んでおりません。

## ■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
売 却 益	—	—
売 却 損	—	—
償 却	—	—

(注) 1. 損益計算書における損益の額を記載しております。  
2. 投資信託の裏付資産は含んでおりません。

## ■貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額 (単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	—	—

(注) 投資信託の裏付資産は含んでおりません。

## ■貸借対照表及び損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
評 価 損 益	—	—

(注) 投資信託の裏付資産は含んでおりません。

## (7) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度	令和4年度
ルック・スルー方式を適用するエクスポージャー	48	98
マンドート方式を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクスポージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクスポージャー	—	—
フォールバック方式(1250%)を適用するエクスポージャー	—	—

## (8) 金利リスクに関する事項

(単位:百万円)

IRRBB:金利リスク					
項番		△EVE		△NII	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	10,497	9,403	71	50
2	下方パラレルシフト	—	—	—	—
3	ス テ ィ ー プ 化	7,973	7,401		
4	フ ラ ッ ト 化				
5	短 期 金 利 上 昇				
6	短 期 金 利 低 下				
7	最 大 値	10,497	9,403	71	50
		令和3年度		令和4年度	
8	自 己 資 本 の 額	16,758		16,950	

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

## 連結会計年度の開示事項

## 自己資本の構成に関する開示事項

(単位:百万円、%)

項 目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目 (1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	16,994	17,185
うち、出資金及び資本剰余金の額	276	274
うち、利益剰余金の額	16,729	16,921
うち、外部流出予定額(△)	11	10
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に算入されるその他の包括利益累計額又は評価・換算差額等	—	—
うち、為替換算調整勘定	—	—
うち、退職給付に係るものの額	—	—
コア資本に係る調整後非支配株主持分の額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	61	54
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	61	54
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
非支配株主持分のうち、経過措置によりコア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	17,055	17,239
コア資本に係る調整項目 (2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	6	5
うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	6	5
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
退職給付に係る資産の額	277	269
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	283	274
自己資本		
自己資本の額((イ)-(ロ)) (ハ)	16,772	16,965
リスク・アセット等 (3)		
信用リスク・アセットの額の合計額	26,900	24,777
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,080	△ 1,080
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△ 1,080	△ 1,080
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	2,479	2,537
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額 (ニ)	29,379	27,315
連結自己資本比率		
連結自己資本比率((ハ)/(ニ))	57.08	62.10

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。

なお、当金庫グループは国内基準により連結自己資本比率を算出しております。

## 定量的な開示事項

## (1) 自己資本の充実度に関する事項

(単位:百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ.信用リスク・アセット、所要自己資本の額の合計	26,900	1,076	24,777	991
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	27,923	1,116	25,741	1,029
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国の地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	—	—	—	—
地方公共団体金融機構向け	—	—	—	—
我が国の政府関係機関向け	—	—	—	—
地方三公社向け	—	—	—	—
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	12,744	509	12,432	497
法人等向け	5,296	211	4,487	179
中小企業等向け及び個人向け	5,062	202	3,855	154
抵当権付住宅ローン	632	25	176	7
不動産取得等事業向け	—	—	—	—
三月以上延滞等	10	0	7	0
取立未済手形	1	0	3	0
信用保証協会等による保証付	266	10	230	9
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	11	0	11	0
出資等のエクスポージャー	11	0	11	0
重要な出資のエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外	3,896	155	4,538	181
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,800	72	1,800	72
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	505	20	505	20
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	111	4	111	4
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー	—	—	—	—
上記以外のエクスポージャー	1,479	59	2,121	84
②証券化エクスポージャー	—	—	—	—
証券化	—	—	—	—
STC要件適用分	—	—	—	—
非STC要件適用分	—	—	—	—
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー	56	2	115	4
ルック・スルー方式	56	2	115	4
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,080	△ 43	△ 1,080	△ 43
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポージャー	—	—	—	—
ロ.オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8%で除して得た額	2,479	99	2,537	101
ハ.連結総所要自己資本額(イ+ロ)	29,379	1,175	27,315	1,092

(注) 1.所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2.「エクスポージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額等のことです。

3.「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャー及び「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。

4.当金庫グループは、基礎的手法によりオペレーショナル・リスク相当額を算定しております。

$$\text{＜オペレーショナル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法＞} = \frac{\text{粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\%}{\text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}}$$

5.連結総所要自己資本額=連結自己資本比率の分母の額×4%

(2) 自己資本比率告示第5条第7項第1号に規定するその他金融機関等であって信用金庫の子法人等であるもののうち、自己資本比率規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額該当ありません

## (3) 信用リスクに関する事項 (リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)

## ■信用リスクに関するエクスポージャー及び主な種類の期末残高

## &lt;地域別・業種別・残存期間別&gt;

(単位:百万円)

エクスポージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャー期末残高								三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメント及 びその他のデリバティブ 以外のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引			
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国 内	104,665	102,026	37,824	36,184	644	643	—	—	58	45
国 外	38,805	42,437	—	—	38,805	42,437	—	—	—	—
地域別合計	143,470	144,464	37,824	36,184	39,449	43,081	—	—	58	45
製 造 業	2,837	2,586	2,837	2,586	—	—	—	—	—	—
農 業、林 業	81	76	81	76	—	—	—	—	—	—
漁 業	3	2	3	2	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	29	17	29	17	—	—	—	—	—	—
建 設 業	4,280	3,320	4,280	3,320	—	—	—	—	12	3
電気・ガス・熱供給・水道業	54	56	54	56	—	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	8	207	6	23	—	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	485	340	478	336	2	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	1,453	1,218	1,451	1,216	—	—	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業	65,392	63,594	924	923	600	600	—	—	—	—
不 動 産 業	27	83	27	83	—	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	833	812	833	812	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	361	342	361	342	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	1,031	1,000	1,031	1,000	—	—	—	—	—	—
飲 食 業	616	652	616	652	—	—	—	—	—	—
生活関連サービス業、娯楽業	461	411	461	410	—	—	—	—	—	—
教育、学習支援業	41	36	41	36	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	821	745	821	745	—	—	—	—	—	—
その他のサービス	775	793	775	793	—	—	—	—	9	9
国・地方公共団体等	47,134	50,457	7,902	7,547	38,846	42,481	—	—	—	—
個 人	14,804	15,201	14,804	15,201	—	—	—	—	36	32
そ の 他	1,933	2,508	—	—	—	—	—	—	—	—
業 種 別 合 計	143,470	144,464	37,824	36,184	39,449	43,081	—	—	58	45
1 年 以 下	29,425	36,247	7,237	7,061	100	100	—	—	—	—
1 年 超 3 年 以 下	40,062	31,041	2,764	2,657	200	300	—	—	—	—
3 年 超 5 年 以 下	3,913	3,236	3,528	2,964	307	225	—	—	—	—
5 年 超 7 年 以 下	3,242	2,502	3,210	2,488	24	13	—	—	—	—
7 年 超 10 年 以 下	5,148	6,054	5,141	6,054	6	—	—	—	—	—
10 年 超	54,367	57,042	15,557	14,601	38,809	42,441	—	—	—	—
期間の定めのないもの	7,310	8,339	384	357	—	—	—	—	—	—
残 存 期 間 別 合 計	143,470	144,464	37,824	36,184	39,449	43,081	—	—	—	—

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く。

2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することや、業種区分に分類することが、困難なエクスポージャーです。具体的には現金、出資金、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

■一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額 当冊子の9ページをご覧ください。

■業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等 当冊子の21ページをご覧ください。

■リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位:百万円)

告示で定める リスク・ウェイト区分 (%)	エクスポージャーの額			
	格付適用有り		格付適用無し	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
0%	38,705	42,337	13,187	13,161
10%	—	—	5,414	4,957
20%	45,722	53,260	18,007	16,015
35%	1,449	137	399	390
50%	—	1,004	46	42
75%	6,100	—	4,557	4,482
100%	1,162	747	8,671	7,879
150%	—	—	3	3
250%	—	—	44	44
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	93,139	97,487	50,330	46,976

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

#### (4) 信用リスク削減手法に関する事項

当冊子の22ページをご覧ください。

#### (5) 派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

当冊子の22ページをご覧ください。

#### (6) 証券化エクスポージャーに関する事項

当冊子の22ページをご覧ください。

#### (7) 出資等エクスポージャーに関する事項

■連結貸借対照表計上額及び時価

(単位:百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額		時 価	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
上 場 株 式 等	—	—	—	—
非 上 場 株 式 等	519	520	—	—
合 計	519	520	—	—

(注) 投資信託の裏付資産は含んでおりません。

■出資等エクスポージャーの売却及び償却に伴う損益の額 当冊子の23ページをご覧ください。

■連結貸借対照表で認識され、かつ、連結損益計算書で認識されない評価損益の額 当冊子の23ページをご覧ください。

■連結貸借対照表及び連結損益計算書で認識されない評価損益の額 当冊子の23ページをご覧ください。

#### (8) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

当冊子の23ページをご覧ください。

#### (9) 金利リスクに関する事項

当冊子の23ページをご覧ください。